

長岡市入札公告第104号

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第129条第1項の規定により一般競争入札を実施するので、次のとおり公告します。

令和7年7月22日

長岡市長 磯田 達伸

1 個別事項

調 達 案 件 番 号	1018371
工 事 番 号	河改第3号
工 事 場 所	長岡市浦瀬町 地内
工 事 名	河川改修工事
工 事 期 間	令和8年3月31日 まで
工 事 概 要	長岡市ホームページ内の令和7年度公告一覧のページ ( <a href="https://www.e-bidpub.city.nagaoka.niigata.jp/e-bidpage2-1.html">https://www.e-bidpub.city.nagaoka.niigata.jp/e-bidpage2-1.html</a> ) 内の当該工事の設計図書欄に掲載しています。
入 札 方 式	制限付き一般競争入札・簡易（提案）型総合評価方式
発 注 業 種	土木一式
入 札 区 分	電子入札
予 定 価 格	事後公表とします。
最 低 制 限 価 格	設けません。
低入札調査基準価格	設けます。 (低入札調査基準価格（1万円未満切り上げ）＝直接工事費＋共通仮設費×90/100＋現場管理費×90/100＋一般管理費等×68/100) 低入札調査基準価格が予定価格に92/100を乗じて得た額を上回る場合は予定価格に92/100を乗じて得た額（1万円未満切り上げ）、予定価格に75/100を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に75/100を乗じて得た額（1万円未満切り上げ）とします。
失 格 基 準 価 格	設けます。 (失格基準価格（1万円未満切り上げ）＝低入札調査基準価格－予定価格×4/100) 入札価格が失格基準価格に満たない場合は、その入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとみなし、失格とし、入札を無効とします。
工 事 費 内 訳 書 の 提 出	あり (指定様式で提出してください。再入札時は不要です。)
入 札 保 証 金	免除します。
契 約 保 証 金	長岡市財務規則第132条及び第132条の2の規定によります。
前 金 払	あり
部 分 払	あり
単 体 ・ 特 定 共 同 企 業 体	単体

入札参加資格要件（次の○を付したものとなります。）

○ 電 子 入 札		<p>本件入札の入札参加申請書及び入札書の提出等については、長岡市電子入札契約システム（以下「システム」という。）を使用して行わなければなりません。          ただし、システムを使用せずに紙による参加を認める場合の承諾基準は、長岡市電子入札運用基準（平成18年長岡市公告第46号）第2項の規定によります。          なお、システムを使用せず紙による参加を希望する者については、「一般競争入札参加申請書」を提出する前に、「紙入札参加承諾申請書」を財務部契約検査課工事契約係まで持参して紙による参加の承諾を得てください。</p>									
○ 指 名 停 止 措 置		<p>本件工事に係る公告の日から本件工事に係る開札日までの期間に、長岡市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成6年長岡市告示第126号）に基づく指名停止措置を受けていない者であることとします。</p>									
○ 地 域 要 件		<p>本件工事に係る公告の日において、長岡市内の本社が入札参加資格者名簿に登録されている者であること。</p>									
○ 登 録 業 種 及 び 総 合 評 点 等		<p>令和7年度の入札参加資格者名簿に登録されている項目が次の項目に該当する者であること。</p> <table border="1" data-bbox="496 875 1289 1003"> <tr> <td data-bbox="496 875 703 913">1 登録業種</td> <td colspan="2" data-bbox="703 875 1289 913">土木一式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 913 703 958">2 総合評点</td> <td data-bbox="703 913 1023 958">800 点以上</td> <td data-bbox="1023 913 1289 958">点未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 958 703 1003">3 建設業許可</td> <td colspan="2" data-bbox="703 958 1289 1003">建設業許可</td> </tr> </table>	1 登録業種	土木一式		2 総合評点	800 点以上	点未満	3 建設業許可	建設業許可	
1 登録業種	土木一式										
2 総合評点	800 点以上	点未満									
3 建設業許可	建設業許可										
施工実績等											
工 事 成 績											
○ 配 置 技 術 者 の 要 件 （ 3 箇 月 以 上 の 雇 用 関 係 が 必 要 で す 。 ）		<p>次の○を付した技術者を配置できる者であること。</p> <table border="1" data-bbox="496 1144 1289 1615"> <tr> <td data-bbox="496 1144 528 1615">○</td> <td data-bbox="528 1144 1289 1368"> <p>本件工事を施工し得る国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者            （本工事において、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（建設業法第26条第3項第2号に規定する者）を専任で配置する場合は、監理技術者の兼務を認める。なお、兼務する工事の範囲については、工事現場が長岡地域振興局管内であることとする。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1368 528 1525"></td> <td data-bbox="528 1368 1289 1525"> <p>本件工事を施工し得る国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者            （本工事において、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（建設業法第26条第3項第2号に規定する者）の配置は認めない。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1525 528 1615"></td> <td data-bbox="528 1525 1289 1615"> <p>本件工事を施工し得る国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を配置できる者</p> </td> </tr> </table> <p>※入札の結果、契約金額によっては、主任技術者又は監理技術者の専任配置が不要となる場合があります。</p>	○	<p>本件工事を施工し得る国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者            （本工事において、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（建設業法第26条第3項第2号に規定する者）を専任で配置する場合は、監理技術者の兼務を認める。なお、兼務する工事の範囲については、工事現場が長岡地域振興局管内であることとする。）</p>		<p>本件工事を施工し得る国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者            （本工事において、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（建設業法第26条第3項第2号に規定する者）の配置は認めない。）</p>		<p>本件工事を施工し得る国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を配置できる者</p>			
○	<p>本件工事を施工し得る国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者            （本工事において、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（建設業法第26条第3項第2号に規定する者）を専任で配置する場合は、監理技術者の兼務を認める。なお、兼務する工事の範囲については、工事現場が長岡地域振興局管内であることとする。）</p>										
	<p>本件工事を施工し得る国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者            （本工事において、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（建設業法第26条第3項第2号に規定する者）の配置は認めない。）</p>										
	<p>本件工事を施工し得る国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を配置できる者</p>										
○ 現 場 代 理 人 の 要 件 （ 3 箇 月 以 上 の 雇 用 関 係 が 必 要 で す 。 ）		<p>本件工事の発注業種において現場での実務経験のある者を配置できる者（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者と現場代理人とは、兼務させることができます。）であること。</p>									
配置技術者のその他の要件											
そ の 他											

技術資料の提出方法	入札参加を希望する者は、価格以外の項目を評価するために必要な資料を次のとおり提出してください。
提出する資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 技術評価点自己評価表</li> <li>2 企業の技術力・地域貢献度確認資料（第1号様式）</li> <li>3 配置予定技術者の能力確認資料（第2号様式）</li> <li>4 簡易な施工計画書（第3号様式）</li> <li>5 技術資料等の提出について（第5号様式）</li> </ol> <p>※ 2及び3の資料は、それぞれの様式の注釈に沿って作成すること。なお、提出した技術資料の変更は、認めません。また、技術資料の提出時には、技術資料を証明する書類の添付は不要とします。</p>
第3号様式で求める所見	現場特性として、背後地には凹地形の県道が存在しており、豪雨時には道路冠水が発生しやすい地点となっている。警報級並びに前触れ情報の無い中での突発的な豪雨に配慮した仮設排水計画等が必要となる。現場条件及び設計内容を踏まえ、安全かつ効率的に実施する施工計画について
企業の技術力及び配置予定技術者の能力で加算する同種工事の実績	過去15年度のH=2m以上、片岸L=7.5m以上の河川用護岸ブロック積工事の施工を完了した実績の有無（国、都道府県又は市町村発注工事）
提出方法	システムを使用して、本件入札の入札参加申請書に添付して提出してください。 ただし、システムを使用せずに紙による参加を認められた場合は、紙により提出してください。
入札の失格	提出された技術資料が白紙である場合、記載事項が欠けている場合その他不備がある場合は、その入札参加者の入札は、無効とします。
総合評価点数算定基準に関する事項	<p>本件工事に係る総合評価は、長岡市建設工事の入札に係る総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準（平成19年長岡市公告第166号）に基づき実施します。</p> <p>なお、入札価格が失格基準価格以上かつ低入札調査基準価格未満の場合は、下記「価格評価点の算定方法」に記載のとおり価格評価点の減点を行います。</p>
総合評価点の算定方法	<p>総合評価点は、入札書が無効でない者及び予定価格の制限の範囲内で入札した者について、次の算定式により算定します。</p> <p>総合評価点＝価格評価点＋技術評価点</p> <p>なお、入札価格が予定価格を超える場合は、失格とします。ただし、全者が予定価格を超える場合は、失格とせず、再入札を行います。</p>
総合評価点の配点	<p>本件工事における価格評価点及び技術評価点の配点は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 価格評価点 70点</li> <li>2 技術評価点 30点</li> </ol>
価格評価点の算定方法	<p>価格評価点は、次の算定式により算定します。</p> <p>価格評価点＝配点×最低価格／入札価格 （小数点以下第3位を四捨五入します。）</p> <p>ただし、入札価格が失格基準価格以上かつ低入札調査基準価格未満の場合は、次の式により算出した点数を減点します。</p> <p>減点＝（低入札調査基準価格－入札価格）×（20／（低入札調査基準価格－失格基準価格）） （小数点以下第3位を四捨五入します。）</p>
技術評価点の算定方法	技術評価点は、入札参加者が提出した技術資料により、別表に掲げる評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とします。

配置予定技術者に関する事項	<p>1 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の予定技術者を記入することができます。この場合は、最も得点の低い者の得点をもってその得点とします。</p> <p>2 実際の施工に当たって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限りません。特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。</p>
質問締切日時	令和7年8月5日 (火) 正午
質問回答締切日時	令和7年8月7日 (木) 正午
入札参加申請書及び技術資料締切日時	<p>令和7年8月8日 (金) 午後4時</p> <p>ただし、特段の事情により、システムを使用せず紙による申請をする者については、「一般競争入札参加申請書」を同日正午までに財務部契約検査課工事契約係まで持参してください。入札参加申請書を提出した者に対し、原則としてシステムにより入札参加申請の結果を通知します。</p>
入札締切日時	令和7年9月4日 (木) 午後4時
開札日時	令和7年9月5日 (金) 午前9時
低入札価格調査期間(必要に応じ実施)	<p>令和7年9月5日(金)から概ね2週間</p> <p>※低入札価格調査の調査方法については、「長岡市建設工事低入札価格調査取扱試行要領」に基づき実施します。</p>
落札候補者入札参加資格確認審査書類及び技術資料を証明する書類の提出期限	落札候補者決定日の翌日正午
落札候補者入札参加資格確認審査書類及び技術資料を証明する書類	
<p>開札の時点では、落札決定を保留して、共通事項2(4)ウの規定により落札候補者を決定します。</p> <p>落札候補者となった者は、電子メール (keiyaku@city.nagaoka.lg.jp) 又は持参により1部提出してください。</p> <p>※提出書類については、令和7年度公告一覧のページ内からダウンロードした様式を使用してください。</p>	
<input type="radio"/> 入札参加資格確認審査申請書 (単体による参加の場合のみ提出してください。)	
<input type="radio"/> 配置予定技術者工事経歴書 (実務経験により主任技術者となる場合にあっては、実務経験を確認できる任意の経歴書を作成すること。)	
<input type="radio"/> 工事費内訳書 (再入札となった場合のみ提出してください。)	
<p>特定共同企業体協定書 (特定共同企業体による参加で、入札参加資格確認審査時にメールで提出した場合のみ、持参により1部を提出してください。)</p>	
<input type="radio"/> 技術資料を証明する書類 (企業の技術力・地域貢献度確認資料(第1号様式)及び配置予定技術者の能力確認資料(第2号様式)のそれぞれの様式の注釈に沿って提出すること。)	
落札決定予定日	<p>技術資料を証明する書類の提出日の翌日</p> <p>ただし、低入札価格調査を実施する場合は、調査終了後とします。</p>
図面の配布	令和7年度公告一覧のページ内に掲載します。

特記事項（次の○を付したものが本工事の特記事項となります。）	
請負代金支払の特約	前払金は、支払限度額が200万円以上の年度を対象とし、各年度における支払限度額の40パーセント以内とします。 なお、令和 年度の前払金の請求時期は、令和 年4月1日以降とします。
請負代金支払の特約	本件工事は かの継続工事であり、各年度の支払割合は次のとおりとします。  令和 年度 請負代金のおおむね パーセント 令和 年度 請負代金のおおむね パーセント
仮契約	契約締結について議会の議決を要するため、長岡市財務規則第133条第1項の規定により仮契約を締結します。

## 2 共通事項

### (1) 入札書の提出方法

入札書は、システムを使用して提出してください。なお、紙による参加を認められた者については、開札日時に開札場所へ持参してください。

### (2) 開札場所

長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト  
長岡市役所大手通庁舎8階入札室

### (3) 設計図書その他入札に関する質問及び回答

#### ア 質問方法

質問事項を契約検査課の電子メール（keiyaku@city.nagaoka.lg.jp）まで送信した後、財務部契約検査課工事契約係（0258-39-2210直通）まで連絡してください。※電子メールの件名に工事番号及び業者名を記載してください。

なお、上記メールアドレス以外に送付された質問書については、受信ができません。

また、様式については、令和7年度公告一覧のページ内からダウンロードした様式を使用してください。

#### イ 回答

質問に対する回答は、準備ができ次第、令和7年度公告一覧のページ内に掲載します。

### (4) 入札の手續等の注意点

#### ア 入札金額の記載

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札参加申請者は、契約希望額の110分の100に相当する額を入札書に記載してください。

#### イ 無効入札

(ア) 入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(イ) 工事費内訳書を提出しない者の入札は、無効とします。

(ウ) 入札書の金額と工事費内訳書の内容とが同一（端数が生じた場合についての端数処理は、1万円未満までとします。）ではなく、明らかに相違がある場合は、無効とします。

(エ) 工事費の内訳の金額に未記入（0円など）の項目がある場合は、入札を無効とします。

(オ) 下記に該当する者同士が行った入札は、無効とします。

##### (i) 資本関係

- 親会社と子会社の関係にある場合（親会社及び子会社の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号の規定による。以下同じ。）

- 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ii) 人的関係

- ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（監査役は役員に含まない。）
- ・一方の会社の役員が会社更生又は民事再生手続中の会社の管財人を兼ねている場合

(iii) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ・上記（i）又は(ii)と同視しうる関係にある場合

(カ) 入札価格が失格基準価格に満たない入札は、失格とし、入札を無効とします。

ウ 落札者の決定

a 本件入札が有効な場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者として入札参加資格の審査及び技術評価点の審査を行います。この場合において、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。

なお、落札候補者の入札価格が低入札調査基準価格未満の場合は、低入札価格調査を行います。

また、入札参加資格の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合は、総合評価点の次順位者を新たな落札候補者として審査し、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認できるまで順次実施します。

b 入札参加資格の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有している場合は、技術資料及び技術資料を証明する書類等により、落札候補者の技術評価点の審査を行います。

落札候補者から申告のあった技術評価の自己評価点について誤りがない場合は、落札候補者の変更は生じないため、当該落札候補者を落札者として決定するとともに、速やかに入札結果を公表します。また、落札候補者から申告のあった自己評価点の過少申告が判明した場合も、落札候補者に変更は生じないため、落札候補者の技術評価点の修正は行わないこととします。

これに対し、落札候補者から申告のあった自己評価点が過大となる相違が判明した場合は、落札候補者の技術評価点を減点修正するものとします。

落札候補者の技術評価点の減点修正を行った後においても、総合評価点の次順位者より総合評価点が高い場合は、落札候補者に変更は生じないため、当該落札候補者を落札者として決定します。ただし、減点修正後に総合評価点の次順位者だった者と総合評価点が等しくなる場合は、くじにより落札候補者を改めて決定し直すものとし、総合評価点の次順位者だった者より総合評価点が低くなる場合は、落札候補者を総合評価点の次順位者だった者に変更するものとします。この場合においては、新たに落札候補者になった者について、入札参加資格の審査及び技術評価点の審査を行います。

以上の手続を落札候補者を落札者として決定するまで繰り返し行うこととします。

(5) 技術資料に記載された施工計画が履行できなかった場合等の措置

長岡市建設工事の入札に係る総合評価方式試行要領の運用基準第9項の規定により、工事成績評定点を次の算定式により減点します。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

(小数点以下第1位を四捨五入し、整数止めとします。)

$\alpha$  : 当初の技術評価点 (点)

$\beta$  : 達成度合いに応じて再計算した技術評価点 (点)

なお、当初想定した条件以外の事象が生じ、事前に提出し、適正とされた「施工上の課題」の内容に基づく施工ができなくなった場合の取扱いについては、双方協議の上決定するものとします。

(6) 技術資料の取扱い

ア 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とします。

イ 提出された技術資料は返却しないものとし、当該技術資料は入札参加者の評価項目の審査の目的以外の目的に利用しないものとし、ただし、技術資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りではありません。

ウ 入札参加者から提出された技術資料は、公表しないものとし、

(7) 入札参加資格確認審査書類等の取扱い

ア 入札参加資格確認審査書類等の作成に要する費用は、提出者の負担とします。

イ 提出された入札参加資格確認審査書類等は、入札参加資格審査以外の目的に使用しません。

ウ 提出された入札参加資格確認審査書類等は、返還しません。

(8) その他

ア 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約検査課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

イ この公告に定めるもののほか、本件工事の入札の実施については、長岡市財務規則等の関連する法令、規則及び通知の定めるところによります。

ウ 不明な点については、財務部契約検査課工事契約係（0258-39-2210直通）に照会してください。

評価項目		評価内容	評価基準	配点	評点
企業の技術力	同種工事の実績	過去15年度のH=2m以上、片岸L=75m以上の河川用護岸ブロック積工の施工を完了した実績の有無 (国、都道府県又は市町村発注工事)	長岡市が発注した同種工事の元請実績あり(長岡市合併前の市町村が発注した工事を含む。)	3.00	/3
	国又は新潟県が発注した同種工事の元請実績あり		2.00		
国、新潟県又は長岡市以外の自治体が発注した同種工事の元請実績あり	1.00				
実績なし	0				
工 事 成 績	長岡市における過去3年度の当該発注業種の工事成績評定点の平均点 (当年度の成績は含めない。)	83点以上	8.00	/8	
		75点以上83点未満 評点=(平均点-75)	0~7.9		
		実績なし	0		
		69点以上75点未満 評点=0.5×(平均点-75)	-0.05~ -3.00		
	69点未満	-3.00			
配置予定技術者の能力	技術者の能力及び雇用年数	主任(監理)技術者の保有する資格及び雇用年数(公告日現在)	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士又は技術士(当該発注工事を施工しうる国家資格)であり、現所属企業に2年以上連続雇用	3.00	/3
			2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工管理技士であり、現所属企業に2年以上連続雇用	2.00	
			1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士又は技術士(当該発注工事を施工しうる国家資格)であり、現所属企業への連続雇用が2年未満	1.00	
			2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工管理技士であり、現所属企業への連続雇用が2年未満	0	
	同種工事の実績	過去15年度のH=2m以上、片岸L=75m以上の河川用護岸ブロック積工の施工を完了した実績の有無 (国、都道府県又は市町村発注工事)	長岡市が発注した同種工事現場代理人又は主任(監理)技術者としての元請実績あり(長岡市合併前の市町村が発注した工事を含む。)	3.00	/3
国又は新潟県が発注した同種工事現場代理人又は主任(監理)技術者としての元請実績あり	2.00				
国、新潟県又は長岡市以外の自治体が発注した同種工事現場代理人又は主任(監理)技術者としての元請実績あり	1.00				
実績なし	0				

地域貢献度	地域での実績(緊急的な維持管理)	過去3年度の市内での緊急的な維持管理の受注実績(指示書又は単価契約)の有無(国、新潟県又は長岡市発注工事及び委託)	長岡市で実績あり	2.00	/2
			国・県で実績あり	1.00	
			実績なし	0	
	地域での実績(道路除雪作業)	過去3年度の市内での道路除雪作業の受注実績の有無(国、新潟県又は長岡市発注委託)	受注実績あり(自社で用意した除雪機械を使用する。)	2.00	/2
受注実績あり(除雪機械の全てを発注者から貸与を受ける。)			1.00		
実績なし			0		
地域での実績(防災協定)	技術資料等の提出期限日現在で有効な市内での国、新潟県又は長岡市の防災協定の締結の有無	実績あり	1.00	/1	
		実績なし	0		
地域拠点	市内の事業所(本社)の存否	事業所(本社)が、長岡地域に存在する。	2.00	/2	
		事業所(本社)が、長岡地域以外の市内に存在する。	1.00		
		事業所(本社)が市内に存在しない。	0		
簡易な施工計画	施工上の課題に係る技術的所見	発注者が指定した「施工上の課題」への対応の的確性(施工上不的確な提案内容については、評価及び実施の対象としない。)  【施工上の課題】 現場特性として、背後地には凹地形の県道が存在しており、豪雨時には道路冠水が発生しやすい地点となっている。警報級並びに前触れ情報の無い中での突発的な豪雨に配慮した仮設排水計画等が必要となる。現場条件及び設計内容を踏まえ、安全かつ効率的に実施する施工計画について ※ A4版1枚までとし、3提案まで記載可能とする。	課題を十分理解している。	2.00	/6
			課題を理解している。	1.00	
			課題の理解が不十分である。	0	
			課題に対する解決策に特に効果がある。	2.00	
			課題に対する解決策に効果がある。	1.00	
			課題に対する解決策に効果がない。	0	
			解決策に独自の工夫が多く認められる。	2.00	
			解決策に独自の工夫が認められる。	1.00	
			解決策に独自の工夫が認められない。	0	
加算点				/30	

注1:評価の対象とする工事及び委託には、当年度(公告日前日まで)に完了した実績も含める。

注2:地域での実績(道路除雪作業)において、自社で用意した除雪機械と発注者から貸与を受けた除雪機械との両方で道路除雪作業を行う場合は、自社で用意した除雪機械を使用するものとして評価する。なお、当年度(公告日前日まで)に締結した道路除雪作業の委託契約実績も評価の対象に含める。

注3:地域拠点で定義する地域とは、平成17年4月1日以後の市町村合併における当該合併前の市町村の区域をいう。

注4:表中の長岡市発注の中には、長岡地域土地開発公社発注分も実績と認める。